

○国土交通省告示第五百三十一号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示の次に定める。

平成十九年五月十日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一号を第四十二号とし、第四十号から第三十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十七号の次に次の一号を加える。

三十八 The United Kingdom Mutual Steam Ship Assurance Association (Europe) Limited